

昭島市男女共同参画プラン

2011(平成23)年度～2020(平成32)年度

昭 島 市

昭島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれた昭島を引き継ぎ、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

わたしたちは

- 1 男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします
- 1 一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします
- 1 一人ひとりが個性と能力を発揮し さまざまな分野に男女がともに参画するまちをめざします
- 1 職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします
- 1 国際社会の一員として地球環境を守り 男女がともに支え合う平和なまちをめざします

平成 15 年 1 月 1 日



昭 島 市

はじめに

少子高齢化など社会情勢の変化に対応し、市民一人ひとりがいきいきと暮らしていくためには、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

昭島市では、平成 13 年に「あきしまジェス 21 昭島市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。また、平成 15 年 1 月には、男女がいきいきと暮らせるまちをめざして、「男女共同参画都市」を宣言したところであります。

国においても、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 22 年 12 月には、新たな重点分野を設定し、実効性のあるアクション・プランとして、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが着実に進められています。

この度、策定いたしました「昭島市男女共同参画プラン」は、これまでの成果と課題等を踏まえつつ、社会の変化に対応するために、ワーク・ライフ・バランスの推進等の今日的な視点を取り入れ、また、配偶者等の間での暴力の防止対策に対応する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本的な計画を盛り込むことといたしました。今後、活力ある地域社会の構築をめざし、このプランに沿った施策を推進してまいりたいと考えております。施策の推進には、行政と市民、団体、事業者の皆様が連携、協働して取り組むことが必要と考えております。皆様のより一層のご理解ご協力をお願いいたします。

最後に本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました男女共同参画プラン審議会委員の皆様、また、市民意見交換会、パブリック・コメントなどを通して、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成 23 年 4 月

昭島市長

北川 穰一

目次

計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の背景.....	2
第2章 計画の基本理念.....	6
第3章 計画について.....	8
1 計画の性格.....	8
2 計画の期間.....	8
3 計画の目標.....	9
4 計画の実施区分.....	9
第4章 計画の体系.....	10
第5章 目標指標一覧.....	12

計画の内容

I 人権の尊重と男女平等意識を育む社会づくり.....	14
1 人権が尊重される社会づくり.....	15
(1) 人権意識の育成.....	16
(2) 多文化共生社会の場での男女共同参画の推進.....	17
2 男女平等意識の醸成.....	18
(1) 男女共同参画に関する啓発.....	20
(2) メディアにおける男女平等意識の形成.....	21
3 男女平等教育・学習の推進.....	22
(1) 幼稚園・保育園の場における男女平等教育・学習の推進.....	23
(2) 学校教育の場における男女平等教育・学習の推進.....	24
(3) 家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進.....	24
II 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援.....	25
1 あらゆる暴力の防止.....	26
(1) 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供.....	28
(2) セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み.....	28
2 配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立.....	29
(1) 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援.....	30
(2) 関係機関との連携と相談体制の充実.....	31

3 生涯を通じた男女の健康支援.....	32
(1) 互いの性の尊重.....	33
(2) 性差や年代に応じた心と身体 of 健康支援.....	34
III 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	35
(仕事と生活の調和)	
1 働く男女の就労環境の整備	36
(1) 働く場における男女共同参画	39
(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するための支援.....	40
(3) 女性の就業支援	40
2 仕事と家庭生活の両立支援.....	41
(1) 子育て・家事支援	44
(2) 高齢者・障害者等の介護・介助を担う男女への支援	45
IV 男女共同参画の総合的推進	46
1 政策・方針決定過程への男女の参画.....	47
(1) 政策・方針決定参画の拡大	48
(2) 人材育成と活用の促進	48
2 地域社会への男女の参画	49
(1) 地域活動への男女共同参画.....	51
(2) 国際的取り組みとの協調.....	52
3 計画の推進	53
(1) 市民との協働による計画の推進	55
(2) 庁内推進体制の充実及び関係機関との連携.....	56
資料編	57

計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の背景

世界の動き

国際連合が1975（昭和50）年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の十年」と定めると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的規模の取り組みは大きく前進しました。

1975（昭和50）年に、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）では、「平等・発展（開発）・平和」を目標に、女性の地位向上をめざして各国がとるべき措置の実質的なガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

1979（昭和54）年の国連総会においては、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」が採択され、「国連婦人の十年」最終年である1985（昭和60）年にナイロビで開催された「国連婦人の十年」最終年世界会議（第3回世界女性会議）において、「西暦2000年に向けた婦人の地位向上のための将来戦略（以下「ナイロビ将来戦略」という。）」が採択されました。

1995（平成7）年には「第4回世界女性会議」が北京で開催され、ナイロビ将来戦略の第2回見直しと評価を行うとともに、実質的な男女平等・共同参画を確立するために、世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」と、貧困、教育、健康等12の重要分野の問題解決に向けて女性のエンパワーメント¹を目的とした「行動綱領」が採択され、ナイロビ将来戦略の完全実施と積極的な取り組みが各国に求められました。

2000（平成12）年には、「男女平等・開発・平和」をテーマに、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催されました。この会議では、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価やそれらの完全実施に向けた今後の戦略について協議が行われ、21世紀に向けて取り組むべき政策指針として「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。以降、2005

¹ エンパワーメント

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味です。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

（平成 17）年に「国連婦人の地位委員会（北京+10）」、2010（平成 22）年に「第 54 回女性の地位委員会（北京+15）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認するなど、これらの完全実施に向けた貢献の強化が国際社会に求められています。

日本の動き

わが国では、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれており、戦後の国際社会に対応した取り組みがなされてきました。

1975（昭和 50）年の国際婦人年を契機とした国際的な動きのなか、同年、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977（昭和 52）年には、「国内行動計画」が策定されました。「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、1985（昭和 60）年には、「女子差別撤廃条約」が批准されました。1996（平成 8）年には「第 4 回世界女性会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されています。

そして、1999（平成 11）年 6 月、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、施策の基本事項、国・地方公共団体や国民の果たす役割が明らかにされ、これによって男女共同参画に関する取り組みに法的根拠が付与されることとなりました。

2000（平成 12）年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」における成果も踏まえながら、男女共同参画社会基本法第 13 条に基づく法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、2005（平成 17）年に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」として改定、2010（平成 22）年に現状やこれまでの取り組みの評価と反省に基づき、新たな課題を盛り込みながら、さらに実効性のある行動計画とするため、「第 3 次男女共同参画基本計画」の改定が図られています。

また、法制度の整備の面では、2001（平成 13）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、その後、明確な被害者保護・支援を目的とした改正法が施行されたほか、2007（平成 19）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・

バランス)※²憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、新たな取り組みのステージに進んでいます。

東京都の動き

東京都では、国内外の流れに対応しながら、1991（平成3）年にこれまでの行動計画を改正し、「女性問題解決のための東京都行動計画 21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」を策定、その後、1995（平成7）年の「第4回世界女性会議」や1996（平成8）年の「男女共同参画2000年プラン」の策定などを背景に、1998（平成10）年に、新たに「男女平等推進のための東京都行動計画 男女が平等に参画するまち東京プラン」が策定されています。

2000（平成12）年、「男女共同参画社会基本法」を受け、「東京都男女平等参画基本条例」を制定、2002（平成14）年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて積極的な取り組みを進めてきました。2007（平成19）年には、めざすべき男女平等参画社会の実現に向け、『「仕事と生活の調和」の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」の考え方を計画推進の中心事項とし、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2007」として改定しています。この間、2006（平成18）年に、配偶者暴力について、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定、2009（平成21）年に改定するなど、配偶者暴力対策を体系的に示しながら取り組みを推進しています。

² 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランス憲章によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としており、このことは「仕事の充実」と「仕事以外の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要とされています。

昭島市の動き

昭島市では、婦人行動計画策定に向け、1989（平成元）年に公募による市民が参加する「昭島市婦人問題審議会」を発足、1991（平成3）年に「昭島市婦人問題審議会答申—男女共同参画型社会の形成に向けて—」が答申されました。1994（平成6）年、この答申を受け、「総合基本計画」の部門計画として「昭島市女性プラン～男女共同参画型社会の実現をめざして～」を策定、1998（平成10）年には「昭島市女性プラン」の成果や課題を検討する「昭島市女性施策推進委員会」が発足し、翌年「昭島市女性プランの推進のために—昭島市女性施策推進委員会提言—」がまとめられ、男女共同参画社会の実現に向けて推進してきました。

2001（平成13）年には、「昭島市女性プラン」の期間満了に伴い、男女共同参画社会の実現に向けた新たな計画「あきしまジェス 21^{※3}—昭島市男女共同参画プラン—」を策定、2002（平成14）年には男女共同参画推進拠点として、男女共同参画ルーム「おあしす」を開設しました。2003（平成15）年1月には、「男女共同参画都市」を宣言し、男女がいきいきと暮らせるまちをめざしています。同年10月、公募委員を含む第一期昭島市男女共同参画推進委員会を組織、その後も第二期、第三期と続き、「あきしまジェス 21—昭島市男女共同参画プラン—」の進捗状況・課題などを検証し、その結果を提言にまとめました。

2009（平成21）年12月には、「あきしまジェス 21—昭島市男女共同参画プラン—」の期間満了に伴う次期計画の検討のため、「昭島市男女共同参画プラン審議会」が発足し、2011（平成23）年2月、「昭島市男女共同参画プラン審議会答申 男女共同参画プランの基本的な考え方と施策のあり方について」が答申されました。この答申を踏まえ、2011（平成23）年3月、男女共同参画社会の実現に向けた「昭島市男女共同参画プラン」を策定しました。

³ ジェス

ジェスとは gender equal society（男女共同参画社会の英訳）の頭文字をあわせたものです。

第2章 計画の基本理念

日本国憲法は、「基本的人権の尊重」「個人の尊重」「両性の本質的平等」の理念のもと、性による差別をはじめ一切の差別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下での平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。

日本国憲法や女子差別撤廃条約等の理念に由来する男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念のもと、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしています。

昭島市は、1994（平成6）年に「昭島市女性プラン」を策定、2001（平成13）年には昭島市女性プランを引き継ぐ「あきしまジェス 21—昭島市男女共同参画プラン—」を策定し、男女共同参画社会の形成をめざし、総合的な取り組みを行ってきました。2003（平成15）年には、男女がいきいきと暮らせる昭島をめざし、市民とともに男女共同参画社会を実現していこうと、「男女共同参画都市」を宣言しました。

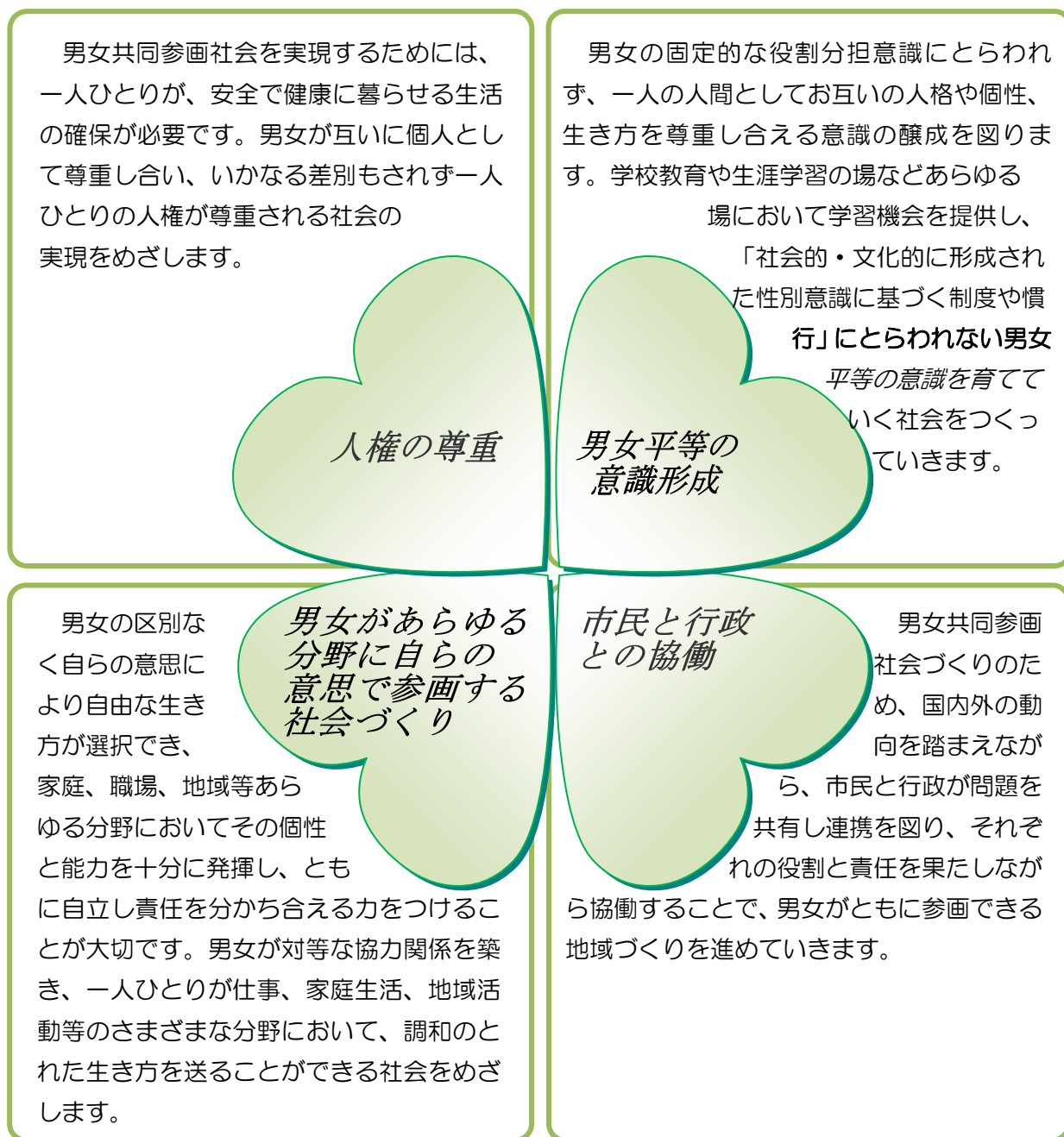
昭島市の「第五次昭島市総合基本計画」においても「性別に関係なく、すべての市民が互いに尊重しあい、その役割と責任を分かちあいながら、あらゆる分野に平等に参画し、個性豊かにいきいきと暮らすこと」を男女共同参画社会のあるべき姿としています。また、「市民主体による協働^{※4}のまちづくり」の視点を大切にし、市民、団体、企業、行政が、それぞれの役割と責任を明確にしながら連携し、協働してまちづくりを推進していくことをめざしています。

本計画は、これらの理念を尊重し、「第五次昭島市総合基本計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて、市民との連携・協働による施策の推進に努めることを目的として策定するものです。

⁴ 協働

同じ目的のために協力して働く、行動するということです。特に、市民、事業所、行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決をめざすことをいいます。

以下の4つの柱を計画の基本理念とします。



第3章 計画について

1 計画の性格

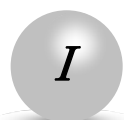
- 本計画は、男女共同参画社会の実現のために、市の基本的な考え方を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するための事業計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 本計画は、昭島市におけるこれまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる計画で、「第五次昭島市総合基本計画」（平成23年度～平成32年度）の部門計画として策定するものです。
- 本計画の「目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とします。

2 計画の期間

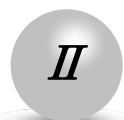
本計画は、2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 計画の目標

本計画は次の4つを目標とし、総合的な施策の展開を図ります。



人権の尊重と
男女平等意識を育む社会づくり



配偶者等からの暴力の防止及び
被害者支援と男女の健康支援



働く場における男女共同参画と
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

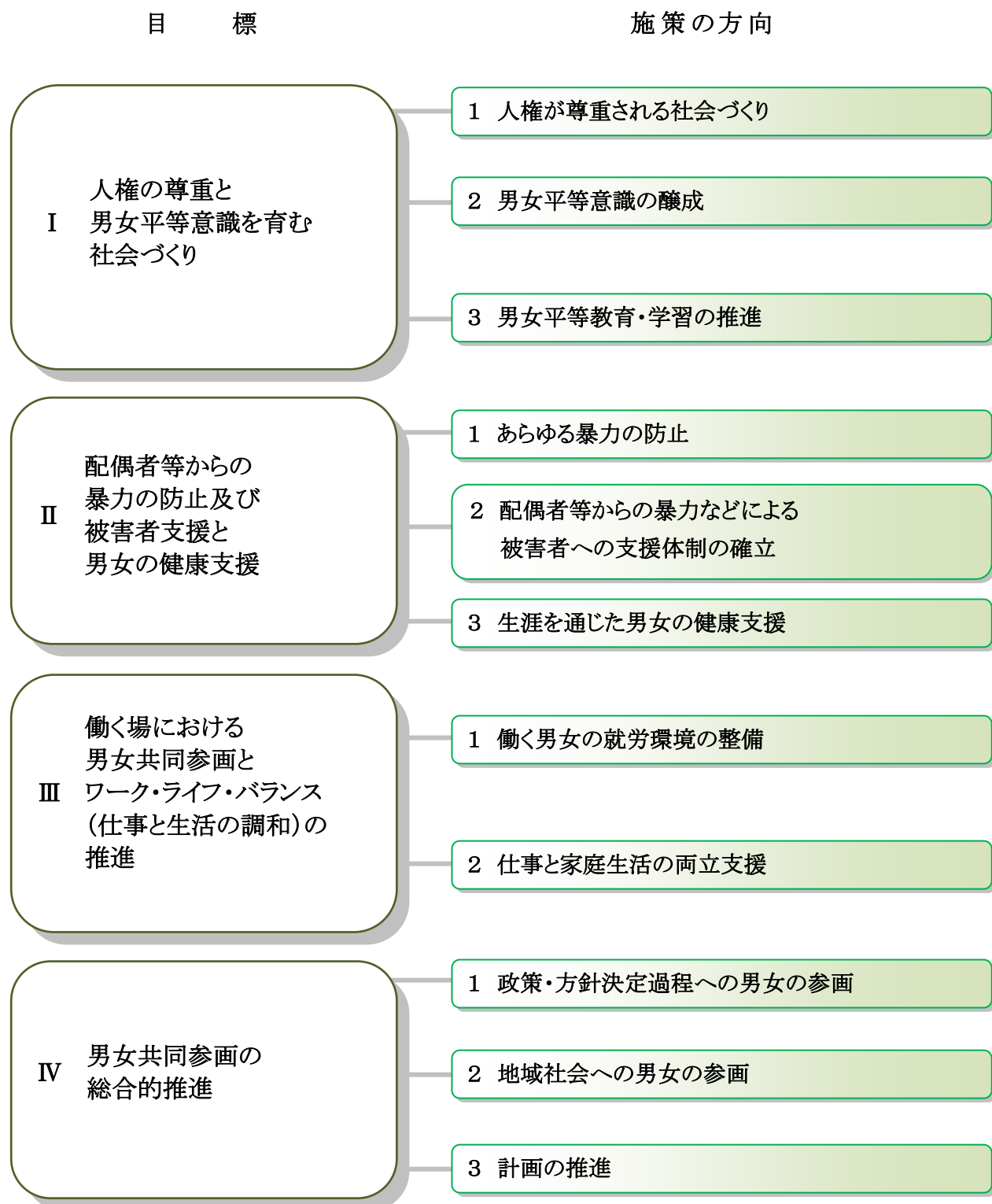


男女共同参画の総合的推進

4 計画の実施区分

- 新規：本計画より新たに掲載もしくは実施する事業
- 充実：すでに実施している事業に対し、新たな取り組みを検討するなど、充実をめざす事業
- 継続：すでに実施しているが、今後も引き続き継続する事業

第4章 計画の体系



主 要 施 策

（１）人権意識の育成

（２）多文化共生社会の場での男女共同参画の推進

（１）男女共同参画に関する啓発

（２）メディアにおける男女平等意識の形成

（１）幼稚園・保育園の場における男女平等教育・学習の推進

（２）学校教育の場における男女平等教育・学習の推進

（３）家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進

（１）配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供

（２）セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

（１）配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援

（２）関係機関との連携と相談体制の充実

（１）互いの性の尊重

（２）性差や年代に応じた心と身体の健康支援

（１）働く場における男女共同参画

（２）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するための支援

（３）女性の就業支援

（１）子育て・家事支援

（２）高齢者・障害者等の介護・介助を担う男女への支援

（１）政策・方針決定参画の拡大

（２）人材育成と活用の促進

（１）地域活動への男女共同参画

（２）国際的取り組みとの協調

（１）市民との協働による計画の推進

（２）庁内推進体制の充実及び関係機関との連携

第5章 目標指標一覧

		施策の方向	目標指標	現状値	目標値 (平成 27 年)	目標値 (平成 32 年)
目標Ⅰ	1	人権が尊重される社会づくり	「男女共同参画社会基本法」を知っている人の割合	9.3%	20.0%	30.0%
	2	男女平等意識の醸成	男女の地位について「対等になっている」と思う人の割合	[女性] 39.9% [男性] 50.0%	[女性] 45.0% [男性] 55.0%	[女性] 50.0% [男性] 60.0%
	3	男女平等教育・学習の推進	講座等における男性参加者率	12.7%	20.0%	30.0%
目標Ⅱ	1	あらゆる暴力の防止	「DV 防止法」を知っている人の割合	33.7%	40.0%	60.0%
	2	配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立	DV の被害を受けた人のうち、「相談した」人の割合	[女性] 33.0% [男性] 2.9%	[女性] 50.0% [男性] 10.0%	[女性] 70.0% [男性] 30.0%
	3	生涯を通じた男女の健康支援	健康教育事業参加者数	[女性] 1,257 人 [男性] 221 人	[女性] 1,330 人 [男性] 270 人	[女性] 1,480 人 [男性] 320 人
目標Ⅲ	1	働く男女の就労環境の整備	「仕事と家庭生活をともに優先している（両立）」人の割合	[女性] 21.1% [男性] 29.1%	[女性] 25.0% [男性] 32.0%	[女性] 30.0% [男性] 35.0%
	2	仕事と家庭生活の両立支援	保育園の定員数	2,467 人	2,530 人	2,600 人
			学童クラブの定員数	940 人	1,050 人	1,070 人
目標Ⅳ	1	政策・方針決定過程への男女の参画	審議会等における女性委員の割合	29.2%	35.0%	40.0%
	2	地域社会への男女の参画	自治会長への女性の参画率	5.1%	8.0%	10.0%
	3	計画の推進	「昭島市男女共同参画プラン」を知っている人の割合	6.0%	15.0%	30.0%